
第3章

重点課題とこれからの取組



- 【重点課題1】 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実
- 【重点課題2】 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進
- 【重点課題3】 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進
- 【重点課題4】 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発
- 【重点課題5】 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進
- 【重点課題6】 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進
- 【重点課題7】 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備
- 【重点課題8】 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

【重点課題1】

地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

<現状と課題>

- 人口減少・超高齢社会の到来を迎え、地域における支え合い意識の希薄化、住民リーダーの高齢化による担い手の確保などが懸念されます。また、近年、「新たな社会問題・地域福祉の課題」である認知症、ひきこもりや不登校、ゴミ屋敷や生活困窮者など、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人々が増加しています。
- 近年、風雨、波浪、地震、噴火などの自然災害が全国各地で生じており、東北一の面積を有する鶴岡市においても、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害が高い割合で発生することが想定されることから、地域に暮らす避難行動要支援者の実態把握や援護活動を日頃から考慮しておくことが必要とされます。
- そのような現状の中で、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、支援を必要とする人々を見出し「見守り・支え合い」住民主体の仕組みをより一層充実させ、ネットワーク構築を拡大することが求められています。
- 鶴岡市社協では、「おだがいさまのまちづくり計画2010」の重点事業「おだがいさまネット活動」の具現化を図るため、三瀬地区、田川地区、第三学区、藤島地域をモデル地区に指定し、見守り・支え合いの個別的なネットワーク構築などの様々な取り組みを試行してきました。その結果、三瀬・田川地区では地区内の住民や各種団体・事業者等が連携して見守りのネットワークを構築・可視化する「おだがいさま見守りネット」、第三学区では日常生活で困りごとを抱えている人を対象とした住民参加型の生活支援サービス「おだがいさま支え合いネット」が始まっています。
- 今後、市内全域にこのような仕組みを広げていくためには、第3層の小学校区エリアにおいて、住民組織や行政、市社協、社会福祉などの関係機関、NPO法人・ボランティア団体、各種民間事業所など、地域福祉に関わる様々なマンパワーを結集し、単位自治組織（町内会・住民会等）の見守り・支え合い活動を補完する機能を持つ広域的な地域福祉推進組織の存在がますます重要になってきます。
- また、地域福祉推進体制の整備だけでなく、地域に暮らすより多くの住民や関連団体が、支援を要する人々の具体的な生活課題を把握し、「自分たちのまちの福祉は、自分たちで創る」まちづくりを進めていく意識を醸成することも必要です。

<これからの取組>

①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備

- ◇鶴岡地域においては、コミュニティセンターを拠点として進められてきたコミュニティ協議（振興）会・自治（振興）会、町内会連絡協議（連合）会、学区・地区社協のそれぞれの活動を整理するとともに、必要に応じて機能分担を図り、21学区・地区ごとの地域福祉推進体制をさらに強化します。
- ◇藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においては、それぞれの住民組織や関係団体代表者等との協議を踏まえ、広域的な地域福祉推進組織を明確化します。

②おだがいさまネット活動の推進

- ◇鶴岡市社協が実施した「おだがいさまネット活動」モデル事業の成果をふまえ、活動内容を「見守り」と「支え合い（生活支援）」に類型化し、学区・地区社協や自治（振興）会等の広域的な地域福祉推進組織を中心に、地域の特徴や強みから、より取り組みやすい分野でネットワークづくりが進められるように支援します。

③「（仮称）見守り座談会」の推進

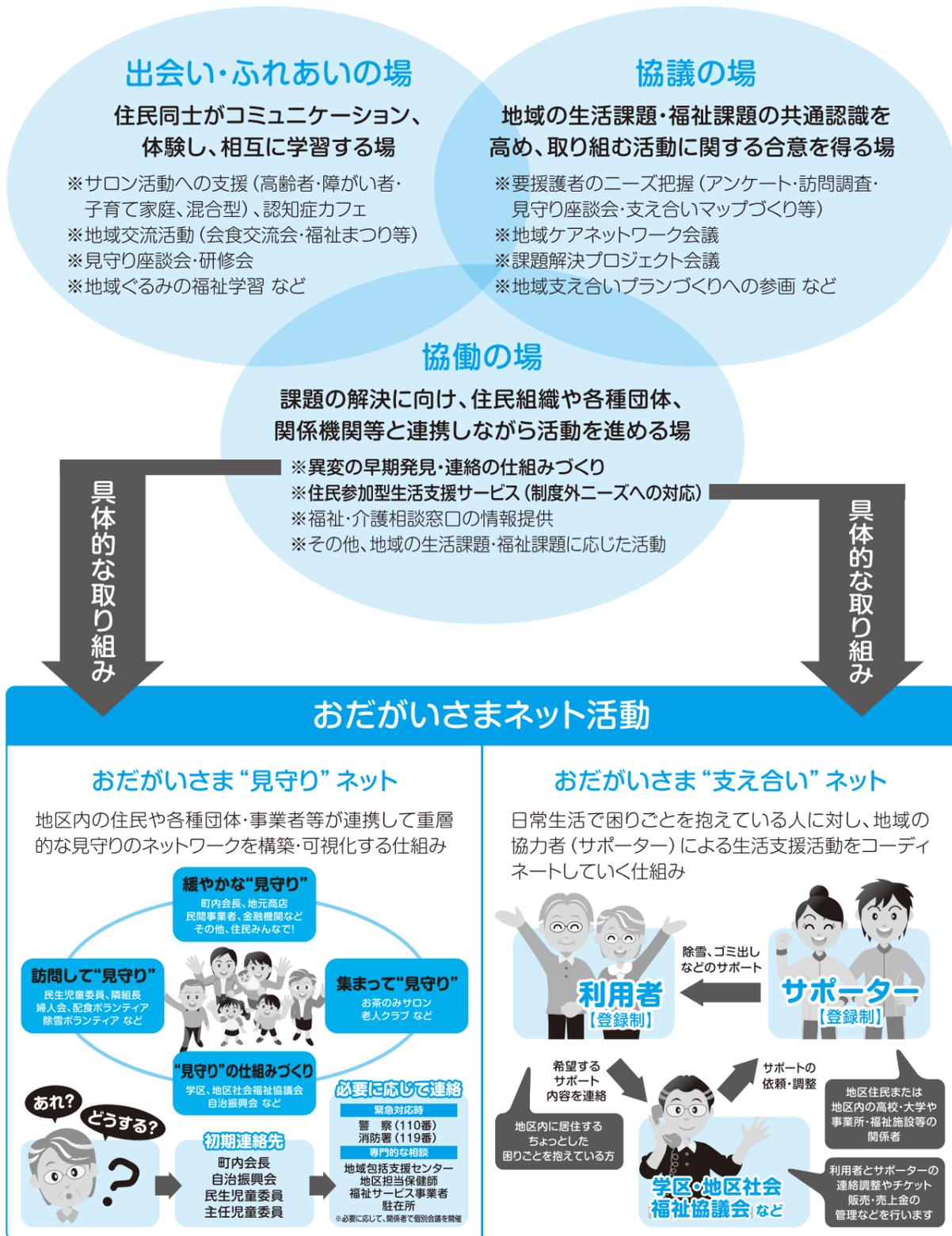
- ◇単位自治組織（町内会・住民会等）やサークル、お茶のみサロンなど、できるだけ身近な区域で住民座談会が開催されるよう支援します。とくに、見守り活動の実施状況や新たに見守りが必要な世帯への対応方法などを話し合う「（仮称）見守り座談会」の普及・推進を図ります。

④地域支え合いプランの作成・進行管理

- ◇鶴岡地域においては、平成28年3月に策定された「鶴岡市地域コミュニティ推進計画」と、それに基づき策定作業が開始される「（仮称）地域ビジョン」との整合性を図りながら学区・地区単位の「地域支え合いプラン」の作成を進めます。
- ◇また、すでに第一次プランを策定した藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においても地域コミュニティ推進計画等を踏まえながら、住民組織や各種団体、関係機関代表者等とともにその実現に取り組み、進行状況を定期的に点検・検証します。



広域的な地域福祉推進組織の機能・取り組みイメージ



モデル地区におけるおだがいさまネット活動実践事例

おだがいさま見守りネット（田川地区・三瀬地区）

田川地区社会福祉協議会では、少子高齢化が急速に進んでいることを受け、「まだ住民同士のつきあいが残っている今のうちに行動することが大切」との考えのもと、住民みんんで見守り、支え合う仕組みづくりを進めています。その一環として、平成27年5月に地区内の社協関係者や民生児童委員、保健衛生推進員など、9人のメンバーで構成するプロジェクト委員会を立ち上げ、6ヶ月にわたる話し合いを経て「おだがいさま見守りネットの手引き」を作成しました。

この冊子は、地区住民や各種団体による具体的な見守り方法、緊急時の目安、おかしいと感じた時の相談窓口などについて、地区の現状に合わせてA4判8ページにわかりやすくまとめられ、まさに「田川版見守り虎の巻」とも言える内容に仕上がっています。

完成した冊子は、全世帯に配布するとともに、地区内のさまざまな研修や会議、会合などに地区社協役員が持参・説明し、地区全体の「見守り力」の底上げに役立てています。



冊子では見守りを「普段の暮らし」「訪問して」「集まって」の3つに分類。いつでも更新できるよう、あえて手作りしたことも特徴です。

三瀬地区でも福祉のまちづくり協議会を中心に、平成27年10月、「おだがいさま見守りネットの手引き」を作成しました。

田川地区との大きな違いは、地区会長や民生児童委員、隣組長、婦人会員といった地域のリーダーだけでなく、新聞店、豆腐屋、酒屋、美容院、クリーニング店、呉服店、スーパー、コンビニ、銀行、郵便局など、地元の商店や金融機関などが見守りの協力者に加わったことです。さまざまな立場の協力者が普段の生活や業務、地域活動の中で「気になること」や「気になる方」に出会った時に、身近な地域の相談窓口で連絡し必要な支援につなげていく、三瀬ならではの重層的なネットワークが構築されています。



地元商店も参加した「おだがいさま見守りネット準備会議」。今後もそれぞれの活動状況を確認し合う会議を定期開催する予定です。

おだがいさま支え合いネット（第三学区）

第三学区では、町内会長、民生児童委員、介護支援専門員を対象に実施したアンケートで、一人暮らし高齢者の多くが日常生活の困りごとを抱えている実態を把握したことから、有償の住民参加型生活支援サービス「おだがいさま支え合いネット」を平成27年11月より開始しました。

この事業の実施主体「第三学区四団体連絡会議」は、学区の町内会連合会、民生児童委員協議会、コミュニティ協議会、社会福祉協議会で構成されています。支援を必要とする利用者とサポーターを結びつけるコーディネートと全体の運営を社会福祉協議会・コミュニティ協議会が担当、民生児童委員協議会は利用者の登録受付、町内会連合会はサポーター候補者への声かけを担当するなど、各団体の特徴を活かしながら取り組んでいます。

平成28年3月現在、玄関前の除雪、ゴミ出し、買い物同行、灯油詰めなど、8つのサポートメニューを設定。今後も定期的に活動状況を振り返る会議の場を設け、よりニーズに即したサービス内容を模索していく予定です。



生活路確保の除雪後に、ゴミ出しを行うサポーター



【重点課題2】

地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

<現状と課題>

- 鶴岡市においては、平成23年3月末日時点で高齢化率が28.4%であったものが、平成27年3月末日では31.3%となっており、近年高齢化がさらに進展しています。65歳以上人口の介護保険の要介護認定率も20.9%とかなり高くなっています。
- 平成26年度「地域医療・介護総合確保推進法」が制定され、今後医療制度が、これまでの急性期医療重視から慢性期医療重視に転換され、病院からの早期退院が増加することが予測されるとともに、障がい者の施設からの地域移行を進めるためにも、要介護高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていける地域包括ケア体制を整備・充実させていく必要があります。
- 今後さらなる高齢化の進展を踏まえ、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などを横断的、効果的に提供し、可能な限りこれまで住んでいた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」を開発し、その普及を図るためには、行政に横断的な推進の仕組みと組織が整備されるとともに、民間事業者と連携した取り組みが推進される必要があります。
- 要介護者や障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、入院(所)、退院(所)、在宅復帰を通して切れ目のないサービスを提供していくことが求められます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加などを踏まえ、様々な生活支援や介護予防活動、生きがい創出のための社会参加の促進など、利用者や家族の個別ニーズに即した支援を行っていく必要があります。

<これからの取組>

①各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすいシステムづくり

- ◇ 住み慣れた地域で在宅生活を続けるために、鶴岡市社協の各相談支援窓口や既存の事業・サービスを実施する中で、新たなニーズを民間の立場で柔軟に把握でき、内容によっては迅速に行政に働きかけるためのシステムづくりを検討するとともに、職員の情報共有・連携、スキルアップに繋がる研修会などを実施します。

②介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実

- ◇ 要介護高齢者の介護者、今後増加が予測される認知症高齢者の介護者、障がい児・者団体の自主的な活動を支援するとともに、行政や関係する専門機関・施設などが協働し、活動上の悩みや課題についての聴き取りを行い、その課題解決に向けた支援策の充実を図ります。

③地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備

- ◇ 地域における住民座談会やおだがいさまネット活動、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどが開催している個別支援会議等で集積された生活課題を、コミュニティセンター、地域活動センターエリアなどの日常生活圏域で、住民組織や各種団体、関係機関等と共通認識するとともに、必要に応じて新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備を図ります。



認知症等高齢者の課題への対応に期待される「ぶらりカフェ」。(温海地域)

【重点課題3】

住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

<現状と課題>

- 現在、鶴岡市全域に5層のエリアを設定し、各エリアの特徴を活かした住民主体による福祉コミュニティづくりを支援する重層的な体制づくりが進められています。特に第2層エリアの中学校区を保健福祉サービスエリアとして設定し、ワンストップで相談・支援に当たる保健福祉センターが、現在、温海、羽黒、朝日地域エリアに設置されており、「つるおか地域福祉プラン2015」では、さらにその設置を促進することとしています。
- 平成27年度から設置された生活困窮者自立支援事業による「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」の相談の対象世帯の傾向として、男性は単身者、女性は母子世帯が多く、予防的な取り組みや就労支援による自立支援、ひきこもり問題や発達障がい者への対応など専門的な知識や技術の必要性が指摘されています。
- 「つるおか福祉プラン2015」では、子どもや若者の貧困やひきこもり、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機など、生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、「(仮称)暮らしのセーフティネット相談・支援体制」の整備を図ることとしています。複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者へのチームアプローチによる個別支援の推進と地域の特性に応じた社会資源の開発を促進するために、地域ケア推進などのこれまでの取組を踏まえ、鶴岡市の地域特性にあったコミュニティソーシャルワークの充実が必要であり、そのためには関係機関の連携や相談支援機能の強化を図る必要があります。



地域保健福祉センター機能「ワンストップサービス」の実施。(羽黒地域)

<これからの取組>

①ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化

◇児童、障がい児・者、高齢者、その他の多様な支援を必要とする方への相談支援など、地域住民に身近なところで、ワンストップで対応する総合的な相談支援機能を強化するために、民間の立場から推進を図ります。

◇子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センターの地域担当職員や関係機関などとの個別ケア会議の開催などを通して、効果的な支援を行うための取組を図ります。

②生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進

◇2015年から開設された「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」における自立相談支援事業の成果と課題をまとめ、生活困窮者の自立に向けた効果的な支援方法について検証し、相談支援機能の拡充を図ります。

◇複合的な問題をかかえた世帯や生活困窮者の暮らしのセーフティネットを構築するために、行政や民間の関係機関・団体の関係者による各種プロジェクトの発足に、民間の立場から積極的に協力し、地域の特性に応じた新たな地域資源の開発を図ります。

(プロジェクト例)

- ・貧困家庭の子どもの学習支援プロジェクト
- ・空き家福祉活用プロジェクト(お茶のみサロン、生活寮など)
- ・生活困窮者就労支援プロジェクト(福祉と農業連携プロジェクト)
- ・移動困難者の移送サービス開発プロジェクト

③コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化

◇市地域福祉計画に盛り込まれている「(仮称)地域福祉コーディネーター」は、今後予想される様々な地域課題・生活課題に対応する上で重要であり、その配置を目指します。

当面は、現在鶴岡市内全域の第2層または第3層エリアごとの高齢者分野で成果をあげている「地域ケア推進担当者(地域包括支援センター、市保健師、市社協地域福祉担当等)」を中心とした推進体制と、生活困窮者・子育て支援、さらに地域担当制を導入している障がい者相談支援センター、コミュニティ推進・防災部局など、行政や関係機関との連携を強化し、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに充実させる体制整備・強化を図ります。



- ◇特に、「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」に寄せられる生活困窮、ひきこもり等々の様々な相談に対して、多くの機関、団体、事業所、地域住民等が連携して解決のために取り組んでいく環境整備も行っています。
- ◇また、この取組を効果的に機能させるために、鶴岡市・鶴岡市社協共催によるコミュニティソーシャルワーク実践に関する養成研修や実践事例検討会などを通じて、関係する職員の理解を深め、コミュニティソーシャルワーク実践のための意識と技術の向上を目指します。



鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」。



「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修」の開催。

【重点課題4】

地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

<現状と課題>

- 今後、鶴岡市において急速に加速する少子高齢社会の状況から、住民が主体的に取り組む地域福祉活動をより活性化させていく必要があります。そのためには、地域に愛着を持ち堅実に活動を行う実践型の地域福祉リーダーや、地域住民や関係団体等をつなぎ、住民主体の仕組みづくりを行う企画調整型の地域福祉リーダーを養成する必要があります。
- 行政の社会教育部門やコミュニティ推進部門、コミュニティセンターとの連携を図りながら、地域福祉活動と生涯学習活動、まちづくり活動との協働のあり方について検討する必要があります。
- 市内の企業・商工関係、各種協同組合などの事業所の地域福祉への理解と参加を高め、それぞれの組織が持つ資源を課題解決に寄与してもらおう働きかけを積極的に行う必要があります。
- これまでも住民の立場に立って地域の福祉活動に深くかかわってきた民生委員・児童委員の役割はさらに重要になるため、今後もその担い手の確保は欠かせません。また、その活動に対して行政をはじめ、関係機関が支えていく必要があります。



「地域福祉リーダー研修会」実施への協力。
(朝日地域)



「お茶のみサロン研修会」の開催。(鶴岡地域)

<これからの取組>

①住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成

- ◇ 町内会・自治会やNPO法人などの市民活動団体と連携し、今後の住民主体の地域福祉活動を担う人材の発掘と育成を行います。特に、前期高齢者となった団塊の世代と呼ばれる方々が、地域に溶け込み、福祉活動に参加・協力できるよう発掘と育成に努めます。
- ◇ これまで行政や社協が連携して実施してきた地域福祉リーダー育成事業の成果を継承し、住民の立場で地域住民や関係団体等をつなぎ、地域の実状に応じた仕組みづくりに取り組む人材の養成を図ります。
- ◇ コミュニティセンターや公民館で行われている生涯学習活動に参加する住民が、そこで培った知識や趣味・特技などを活かして地域の中でボランティア活動に協力したり、閉じこもりがちな高齢者や障がい者を趣味・特技のサークルなどに招いたりするなど、地域福祉活動と生涯学習活動の協働のあり方を検討します。

②民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携

- ◇ 民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域において活動する上での抱えている悩みや課題について聴き取りし、安心して活動できるよう、行政や社会福祉法人、また社会福祉施設などが協働し、その活動をサポートします。

③市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進

- ◇ 企業、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生活協同組合などの事業者や関係団体、青年会議所などの社会貢献団体に対して、地域福祉に関する課題への理解・共通認識づくりに取り組み、それぞれの事業者が持つ人的・物的資源と協働し、課題解決への活動参加を促進する体制を整備します。

④社会福祉法人の地域貢献活動への支援と協働活動体制の整備

- ◇ 社会福祉法人は、援助のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、こうした力を地域社会の課題解決に向け、社会福祉法に新たに規定された「地域公益活動」を促進していく上で、特に「地域貢献活動」を実施するための支援に取り組み、同時に地域福祉活動を協働する体制づくりを検討します。

【重点課題5】

ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

<現状と課題>

- 2011年の東日本震災の発生により、ボランティアセンター業務は、被災地・避難者支援活動に偏りがちでしたが、運営委員会で今後のボランティアセンターの方向性と重点的に取り組んでいく事業について協議し、ボランティアセンターの業務の再構築に取り組んでいます。
- ボランティアセンターの役割として、市内の福祉施設やNPO法人等の各種の団体と連携した、ボランティア人材の育成やボランティアの普及・啓発が求められます。また、超高齢社会の到来による新たな地域課題や個別生活課題が増加する中で、住民が地域で主体的に行う支えあい活動と連動したボランティアセンターの役割、取り組みを明確にすることが求められています。
- 鶴岡市ボランティアセンターでは、近年、不登校、精神疾患等で孤立する人への社会参加を支援する活動が増え、それに伴って新たに連携が必要な機関等も増加しており、関係機関や団体とのネットワークを強化することが求められています。
- 東日本大震災での被災地支援の経験を踏まえ、平成27年度に作成した災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター設置運営訓練などを通して市内の災害ボランティアネットワークの構築を図る必要があります。



気軽な社会参加の場となっている、ちょっとしたボランティア活動を行う「ちょぼら場」。



「災害ボランティアセンター」設置訓練

<これからの取組>

- ① **福祉施設やNPO法人などと連携した、人材養成とボランティア活動の支援機能の充実**
 - ◇ 行政や学校、住民組織、福祉施設、NPO法人等、さまざまな社会資源とつながりを持つ社会福祉協議会の強みを活かし、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。
 - ◇ ボランティア活動をしたい人と必要としている人とのコーディネート、各種情報の提供、活動している人たちの学習・交流・情報交換の機会の提供、新たなニーズの掘り起こし等、今日の地域社会における生活課題の解決に向けたボランティア活動が推進できるよう、ボランティアセンター運営委員会で協議していきます。
- ② **地域のニーズに対応したボランティア活動の促進**
 - ◇ 学区・地区社協やボランティアによる会食、配食、サロン、見守り活動、移送サービス等の地域に密着したボランティア活動を推進するために、人材養成や情報提供などの充実を図ります。
 - ◇ ボランティアセンターが、中間支援組織として、市内のさまざまなボランティア・市民活動団体のプラットフォームとして機能するよう、コーディネートの強化と体制の充実を図ります。
- ③ **社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大**
 - ◇ 精神疾患、ひきこもりなど、社会的に孤立している人がボランティア活動を通じて社会参加を図れるような場づくりを行うとともに、将来的にはこうした場が市内各地で展開されるよう普及を図ります。
- ④ **災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などとのネットワーク構築**
 - ◇ 平成27年度に作成した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を、市総合防災訓練や独自の取組において活用し、いざという時に、企業、事業所、団体等と連携して対応できるように、「(仮称)災害ボランティアセンター連絡会」を設置して、日頃から情報交換やネットワーク構築に取り組めます。

【重点課題6】

福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

<現状と課題>

- 地域社会をこれからも長く豊かに継続していくためには、次代を担う子ども・若者たちの故郷への愛着心や、人とのかかわりを大切に生きる力の獲得やお互いに助け合う意識が育成されるようにすることが重要です。
- 子ども・若者たちが、地域における様々な体験活動や幅広い世代の人たちとの交流の機会などを持つことによって、より広い視野や地域社会の一員であるという意識を育み、コミュニケーション能力を高めていくことが求められ、こうした学びと体験を地域において豊かに展開するためには、様々な関係機関・団体が相互に協力し、子ども・若者に社会参加の機会を提供していくとともに、地域社会における福祉教育及びボランティア体験学習のプログラムを充実させていくことが必要となります。
- 小・中学校、高校において、学校経営方針・教育方針で「生きる力」「思いやりの心」「お互いに思いやる心」などが位置づけられ、その具体的な取り組みとして福祉教育・ボランティア体験などが教育効果を上げることに繋がると評価されています。こうしたことから、地域社会での展開とあわせて、小・中学校、高校の教育現場において、教育委員会や教職員と連携し福祉教育の取組やボランティア体験学習を展開することが必要です。
- 福祉教育及びボランティア体験学習は、高齢者や社会人など世代を超え、地域住民を対象に取り組む必要があり、「社会福祉への関心を深めおだがいさまの心を育てる」「社会福祉の制度・サービスについて理解する」「地域の課題を見つけ、考え、問題を解決していく」、このようなテーマによる住民のすそ野を広げる基盤的な取組が求められます。
- また、学校や社会から孤立しがちな子ども・若者が増加しており、このような課題に対する地域住民の理解を深め、その相談・助言を行い、また、社会参加へのきっかけをつくる機会や場を充実していくことが求められています。



小学校における「福祉学習」

<これからの取組>

① ボランティア体験学習プログラムの充実

- ◇ 小・中学生、高校生などの福祉理解のきっかけとなる体験学習プログラムメニューや内容については、福祉施設での体験と合わせて、学区・地区社協活動、地域の福祉活動、ボランティアグループによる活動への参加、当事者団体の日常活動への参加も加え、より充実を図り、また、そうした体験が単発で終わらずに、年間を通した継続的な関わりとなるようにプログラムを工夫します。
- ◇ 体験学習については、学びの段階ごとにさまざまな生き方や価値観に気づき、社会的な有用感と感動体験を得て、福祉理解が図られるよう、ボランティア・NPO法人などの市民活動団体とともに学校や地域におけるプログラムを検討・実施します。また、現在ボランティアセンターに登録している福祉学習サポーターが、学習への参加・協力だけでなく、学習教材や学習方法など主体的にプログラムの企画を担えるよう育成していきます。

② 学校における福祉教育の推進

- ◇ 小・中学校、高校における福祉教育やボランティア体験学習は、学校経営方針に基づき、教科や特別活動、総合的な学習の時間、生徒会やクラブ活動などで取り込まれており、教育委員会や教職員との連携が不可欠であることから、教職員向けの福祉教材や福祉情報の提供などを通じて連携を深めます。

③ 社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進

- ◇ 地域福祉実践の担い手づくりを視野に入れ、様々な福祉機関・団体と協働し、社会的な課題の気づきや、その課題を一緒に解決していく力を養い、そして、自分は社会の一員だという意識の醸成を目的に、既存の「福祉講座・学習」の企画・運営を見直し、新たな「福祉講座・学習」には、目的を明確にした福祉教育及び体験学習を導入していきます。

④ 中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供

- ◇ 行政や学校などの教育機関、生涯学習関係機関、住民組織などが連携し、子ども・若者が、地域社会において、相互に交流しあい、様々な意見などの発表する機会や場の提供を図ります。

【重点課題7】

権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

<現状と課題>

- 高齢化の進展により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの中で、本人を支援してきた親族の死亡や入院、施設入所などで、これまでなされてきた身の回りの世話が、困難になる人たちが多くなっています。
- 鶴岡市社協が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、近年では年ごとに契約件数が増加しており、特に本市の特徴として精神障がい者の割合が高くなっているため、こうした方への支援のあり方を確立することが必要になっています。
- 鶴岡市社協では、平成25年度から生活支援係を生活支援課に組織改編し、職員体制を整備するとともに、旧地域福祉活動計画で位置づけた「法人後見事業」の取組も開始し、法律・医療などの専門職や行政の関係職員による運営委員会を設置し、適正な運営を図っています。
- 権利擁護のネットワーク構築については、後見業務を受任している団体に呼びかけ、情報交換や連携を目的に「鶴岡市成年後見連絡会」を設置し、制度に関する研修会を開催するなど制度の普及啓発に取り組んできています。
- 今後、日常生活自立支援事業、成年後見制度について、ますますニーズが多くなることが予測され、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけでは対応できなくなることが予想されることから、権利擁護に関する相談支援窓口を強化し、制度の普及啓発、市民後見人の養成、相談対応、手続き支援など、ワンストップで提供できる仕組みづくりを、行政と連携し検討する必要があります。
- また、児童、障がい者、高齢者などの社会的に弱い立場にある人たちへの虐待が増加する傾向にあり、虐待予防や早期の対応など行政や関係機関との連携の強化や相談支援の充実を図る必要があります。
- 平成28年度から障害者差別解消法が施行されることに伴い、市民や民間事業者などの従事者に対して、障がい者への不当な差別的取り扱いを無くすことや「合理的配慮」の提供などに関する普及・啓発と具体的な取組を促進する必要があります。

<これからの取組>

①「（仮称）つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実

- ◇ 行政や関係機関と連携し、今後増加する福祉サービスや財産管理が困難な人への支援機能の充実を図るため、日常生活自立支援事業、成年後見制度についての地域住民への周知や利用支援の拡充など、権利擁護に関わる総合的な支援機関としての「（仮称）つるおか権利擁護センター」の設置について検討します。

②成年後見制度利用支援の拡充

- ◇ 身寄りがない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対する、行政による市長申し立て制度の利用支援や今後の利用者の増加による成年後見人等の不足に対応するため、法人後見の拡充を図るとともに市民後見人の養成・確保について検討します。

③虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実

- ◇ 虐待の予防について、市民や関係団体への理解と啓発、虐待の早期発見、連絡・通報についての理解を広げます。また、行政や民間の関係機関が連携し、虐待防止ネットワークや、その相談支援機能の充実を図ります。

④障がい者の差別解消への啓発の推進

- ◇ 社会福祉関連の民間事業者が連携し、障がい者への差別解消に関する研修を実施し、職員の差別解消への理解を深めるとともに、不当な差別的取り扱いを無くすことや適切な「合理的配慮」の提供の普及を図ります。



「障がいの理解を深めるための研修会」

【重点課題8】

地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

<現状と課題>

- 鶴岡市社協は、「おだがいさまのまちづくり」を基本理念として、市内外の関係する行政、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、当事者団体、民間事業者、町内会・自治会等の地縁組織などの団体や個人と手を携え、鶴岡市の地域福祉の推進・発展をさらに図る必要があります。
- また、介護保険事業をはじめ、鶴岡市の社会福祉に関する多くの重要な事業を担っており、このようなサービスに対する苦情への対応、個人情報保護についての厳正な管理などのリスクマネジメント、サービスの質の保証のためのサービス評価のシステムのさらなる充実を図る必要があります。
- 鶴岡市社協は、鶴岡市の地域福祉を推進する中核的な組織として、行政や市民、関係する機関や組織の信頼を得て、その使命を果たすために役員や職員が総力をあげ、サービスの質の向上や効率的な事業運営などによる経営基盤や体制の強化を進める必要があります。

<これからの取組>

① 鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施

- ◇ 平成27年度に策定した第二期の鶴岡市社協「発展・強化計画」「事業経営計画」に基づき、その着実な実施により、主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性や民間性をあわせもつ地域福祉を推進する団体として、地域住民から信頼される組織体制の整備を図り、また、適切な事業評価や費用対効果の把握を強化し、資金収支のバランスを考慮した中長期的な財務計画を立て、自主財源の確保を拡充するなどして、安定的な財務運営に努めます。

② 新たな資金調達による自主財源の確保

- ◇ 生活困窮者や子どもの貧困問題など、地域の福祉課題は年々深刻化し、広がりを見せています。鶴岡市社協が、民間の公益性の高い地域福祉の中核的な機関として、このように広がる地域のニーズや課題に対して、自主的で柔軟な事業を行うためには、自主財源の確保が欠かせません。

- ◇ これまでの共同募金、歳末たすけあい募金や寄付のあり方を検討し、広く住民や社会福祉法人、企業等が参画し、課題解決について理解と協力を得ることのできる新たな資金調達の手法を検討し、地域のニーズや課題に対して、自主的に取り組むことのできる自主財源の確保を図ります。

③ 社会ニーズに即した研修などによる職員の資質向上と職員による住民活動への支援の拡充

- ◇ 地域福祉を推進する中核的な団体として、その使命を果たすため、社会のニーズに即した事業推進を目指し、職員のさらなる資質向上、組織力の強化などを図るために、職員のキャリア形成に即した体系的な研修や資格の取得の促進を図ります。
- ◇ 鶴岡市社協の職員が職場における担当地域や居住地において、住民の主体的な福祉活動に参加し、必要な資源や情報の提供を行うなど、側面的な支援を行うために「地域応援隊」の拡充を図ります。また、行政や他の社会福祉法人職員、その他退職者などにも、住民の福祉活動への参加・協力を働きかけていきます。

④ 苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築

- ◇ 鶴岡市社協の職員間での理念や事業目標の共有化、サービス提供における評価、連絡、相談体制の整備や苦情対応、サービス満足度調査の実施、第三者評価の検討など、サービス利用者の満足度を高めるサービス運営管理システムの構築を図ります。



「地域応援隊」による地域貢献活動。(櫛引地域)



地域福祉活動の普及・啓発を目的とした「福祉のつどい」の開催。

